

○国民年金の 65 歳以上の任意加入被保険者の資格喪失

国民年金の 65 歳以上の任意加入制度を利用されている方のうち、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が 10 年以上ある方（ただし、65 歳以上 70 歳未満の方に限ります。）は、平成 29 年 8 月 2 日付けで任意加入被保険者の資格を喪失します。

したがって、国民年金の保険料を納付できるのは平成 29 年 7 月分までとなります。

※日本年金機構において資格喪失処理を行うため、国民年金被保険者資格喪失申出書のご提出は不要です。

※保険料を前納された方については、資格喪失以降の保険料はお返しさせていただきます。

○厚生年金保険の高齢任意加入被保険者の資格喪失

高齢任意加入被保険者（※）の方で、平成 29 年 8 月 1 日時点で、保険料の納付期間が 10 年を満たしている方については、老齢年金の受給権が発生するため、高齢任意加入被保険者の資格を喪失することとなります。

この資格喪失は、日本年金機構において処理を行い、事業主様宛てにその旨の通知を行います。事業主様に通知が届きましたら、ご本人様にお知らせください

※年金の受給資格を満たしていない 70 歳以上の被保険者の方で、年金の受給資格を満たすまで厚生年金保険に任意で加入されている方。